

大治町居宅介護(介護予防)福祉用具購入に係る事業者の登録
及び福祉用具購入費受領委任払制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給に関する代理受領を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(福祉用具購入費の支給)

第2条 町長は、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）が法第44条第1項及び法に規定する特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者又は第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者（以下「福祉用具販売事業者」という。）で、この要綱に基づく大治町の登録を受けた者（以下「福祉用具受領委任払事業者」という。）から、当該福祉用具販売事業者において販売される特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具等」という。）を購入した場合は、第8条に規定する代理受領により、福祉用具購入費を支給することができる。

2 前項の規定による福祉用具購入費の額は、当該特定福祉用具等の購入に要した費用について、法第44条第3項又は法第56条第3項に規定する額に相当する額とし、その額が居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第34号）に定める居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（以下「基準額」という。）を超える場合は、基準額の100分の90に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者 現に福祉用具購入に要した費用の額の100分の80に相当する額（この額が基準額を超える場合は、基準額の100分の80に相当する額）
- (2) 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者又は法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者 現に福祉用具購入に要した費用の額の100分の70に相当する額（この額が基準額を超える場合は、基準額の100分の70に相当する額）
- (3) 法第50条又は法第60条の規定に基づき福祉用具購入に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護者等 現に福祉用具購入に要した費用に町長が別に定める割合を乗じて得た額（この額が基準額を超える場合は基準額）

(福祉用具受領委任払い事業者の登録)

第3条 前条第1項の登録は、福祉用具販売事業者の届出により、福祉用具を販売する事業所（以下「福祉用具販売事業所」という。）ごとに行う。

(福祉用具販売事業者に係る登録の届出)

第4条 前条の規定に基づき福祉用具販売事業者の登録を受けようとする者は、大治町福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書（別紙）及び大治町福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録届出書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により福祉用具販売事業者として登録を行ったときは、大治町福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録承認通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 福祉用具販売事業者は、福祉用具販売事業所の名称及び所在地その他登録時における届出事項に変更があったときには、速やかに大治町福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第3）を町長に提出しなければならない。

2 福祉用具販売事業者は、登録に係る福祉用具販売の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、遅滞なく大治町福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

(福祉用具販売事業者の登録の取消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該福祉用具販売事業者に係る第4条第2項の登録を取り消すことができる。

(1) 福祉用具購入費の請求に関し不正があったとき。

(2) 福祉用具販売事業者又は福祉用具販売事業所の従業員その他の福祉用具の販売を担当する者が、第7条第1項の規定による物件の提出若しくは提示の求めに応じず、同項の規定による調査若しくは指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。

(3) 福祉用具販売事業者が、不正の手段により第4条第2項に規定する登録を受けたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、大治町福祉用具購入費受領委任払制度取扱事業者登録取消通知書（様式第5）により当該登録を取り消した福祉用具販売事業者に対して通知するものとする。

(調査及び指導監査)

第7条 福祉用具販売事業者は、法第23条及び町長が定期的に又は利用者若しくは利用者の家族からの苦情に関して随時に行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

2 前項の調査又は指導監査を行うときは、本町の職員は身分証明書を携帯し、かつ、

関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(福祉用具購入費の代理受領)

第8条 第4条第2項の規定により登録を受けた福祉用具販売事業者は、当該要介護者等が、当該福祉用具販売事業者により福祉用具を購入したときは、当該要介護者等からの委任に基づき、当該要介護者等が支払うべき当該特定福祉用具等の購入に要した費用について、福祉用具購入費として当該要介護者等に対し町から支給されるべき額の限度において、当該要介護者等に代わり、支払いを受けることができる。

2 前項に規定による福祉用具購入費の支払いがあったときは、要介護者等に対し福祉用具購入費の支給があったものとみなす。

(福祉用具購入費の支給申請)

第9条 この要綱に定める受領委任払制度の適用を受けようとする要介護者等は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第6）に当該特定福祉用具等に関する領収証その他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、基準額に照らして審査したうえで、支給又は不支給を決定し要介護者等に対して、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書〔受領委任〕（様式第7）を、福祉用具販売事業者に対して、介護保険償還払（代理受領額）支給決定通知書〔受領委任〕（様式第8）により支給決定の旨を通知したうえで支払うものとする。

3 第1項に規定する受領委任払い制度は、要介護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 法第21条第1項に規定する第三者の行為により生じた福祉用具購入であるとき。
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けているとき。
- (3) 法第67条第1項若しくは第2項の規定による保険給付の差止め又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けているとき。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けているとき。
- (5) 前号のほか、町長が特に受領委任払制度の適用を受けるにふさわしくないと認めるとき。

(福祉用具購入費の受領)

第10条 福祉用具販売事業者は、その販売した特定福祉用具等について、第9条の規定に基づき、要介護者等に代わり福祉用具購入費の支払いを受ける場合は、当該要介護者等から当該福祉用具購入費にかかる利用者負担として、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書に記載されている被保険者負担額の支払いを受けるものとする。

(領収証)

第11条 福祉用具販売事業者は、特定福祉用具等の販売につき、その支払いを受ける

際、当該支払いをした要介護者等に対し、領収証を交付しなければならない。

- 2 前項の領収証においては、特定福祉用具等の販売について、要介護者等から支払いを受けた費用の額のうち、福祉用具購入費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載しなければならない。

(返還)

第12条 町長は、受領委任払い制度により福祉用具購入費の支払いを受けた福祉用具販売事業者が、偽りその他不正の手段により福祉用具購入費の支払いを受けたときは、福祉用具購入費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。